



Title	「政治・経済」における日本国憲法の平和条項に関する教育内容の検討及び構想
Author(s)	前田, 輪音
Citation	教授学の探究, 15, 45-69
Issue Date	1998-03-05
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/13606
Type	departmental bulletin paper
File Information	15_p45-69.pdf



「政治・経済」における日本国憲法の平和条項に関する 教育内容の検討および構想

前 田 輪 音

(北海道大学大学院教育学研究科博士後期課程)

〈目 次〉

- 1 課題と方法
- 2 教科書『現代政治・経済』の記述の検討
- 3 教育内容の再構成の視点
- 4 今後の課題

第1章 課題と方法

1-1 課 題

高校の公民科の科目「政治経済」では、日本国憲法における「三大基本原則」のひとつである「平和主義」が扱われている。この「平和主義」が、その条文が表す文字どおりの意味で現実に機能してきたかと問われれば、明らかに否とこたえるであろう。

たとえば、自衛隊はいくつもの段階を経て強化拡大され、いまや世界有数の軍備となっている。この実態の変化にあわせて、政府の9条の解釈は変遷を経てきている。日米安保条約のもとでの在日米軍の存在は沖縄の少女暴行事件や沖縄基地や演習の移転問題を期にいつそう大きな問題として国民に意識されつつある。また、「日米防衛協力のための指針」の見直しが国会を経ずして政府間レベルの協議で1997年9月23日に発表され、国内の法制の整備がはじまろうとしている。一方で近年、自衛隊が「国際貢献」の任務をおわされるようになるという新たな変化をむかえている。

これらの軍備が憲法違反であるかどうかを争った裁判において、最高裁判所は一度も違憲判決を下してはいない。「平和主義」と乖離した軍備と、司法がその乖離に対して憲法違反の判断を下していないのが現実なのである。

このような憲法の理論と現実との乖離は、憲法史の事実としては特別なものではないとはいえ、教育内容としては一種の限界を感じざるをえない。それはたとえば「基本的人権の保障」の教育内容との比較をみれば明らかである。

たとえば、憲法25条の生存権では、理論としてその条文解釈を学び、そしてそれにまつわる現実をみて、条文がどの程度現実に実現しているのかをみることができる。実現の程度をみるには、裁判や法整備が重要な材料となる。25条との関連で多くの教科書に示されている「朝日訴訟」をみると、その最高裁の判決自体は25条の効力を示していない（特に25条を「プログラム規定」としたことについて）にせよ、この裁判の影響として生活保護基準が改善されてきたことなどを知るときに、憲法の生存権が一定の効力をもっていることを実感することができ

る。さらには、生存権の具体化としての社会保障の法的整備は、その現実的効力を知る有効な材料となる。多くの場合、日本国憲法の「基本的人権の保障」が自らの問題として積極的に子どもに受け止められるのは、それが身近な問題としての「人権」であることと、その規定が裁判や法整備などを通して現実的な機能をもち得ていることがわかるからである。

しかし「平和主義」では、理論として条文解釈（前文、9条）—いわゆる法規範性—を学ぶところまでは同様としても、いざ現実をみていく段になると、理論の具体化として、あるいはその効力を実感することができる現実面—たとえば国内の法整備—は何もないのである。教科書では、自衛隊の設置や日米安保条約の締結や改定が、現実をみるための材料にはなっているが、これらを「平和主義」の具体化と認識することはおよそできない。裁判においても、判決のみをみるからには、自衛隊・日米安保条約の合憲性が争われたものに対して「憲法の番人」と教えられている最高裁により違憲判決がだされていない現実があり、判例が示されている教科書で大抵のせられている。これも「平和主義」の具体的意義を認識する助けにはならない。たとえその裁判の一番で違憲判決がでていても、結局「番人」である最高裁でくつがえされており、一番の違憲判決は子どもの認識にとって、「平和主義」の具体化としては有効性が薄くなってしまう。これらは、具体化というよりはむしろ条文とはかけ離れた現実とさえいえるものである。

このように、「平和主義」においては、いわゆる日本国憲法の平和主義（以下「平和条項」）の具体的な機能を実感できる直接的な材料は皆無とさえいえるかもしれない。これらは平和条項が具体的なものとしてとらえられない原因ともいえる。では、平和条項を具体的なものとして認識するには、どうすればいいのだろうか。

本論文では、教科書の平和条項の教育内容の検討を通して、その意義が具体的にとらえられない要因を探る。そして、具体的にとらえるための教育内容の再構成の手がかりを、関連する裁判とそれを中心に展開されてきた平和的生存権の概念にもとめ、教育内容の再構成を行なう指針を示すことが目的である。

1-2 方 法

はじめに、現行の教科書の記述の検討を行なう（第2章）。まず学習指導要領の検討を行ない、どのような教育内容を有しているのかをみる（2-2）。次に、教科書の記述の分類と整理を行なう（2-2）。

教科書の記述は、その記述における役割の観点からみて、ひとまとまりのある意味をもった最小限の記述単位に分類できる。その分類枠を示し（2-2-1）、それをもとに、記述を分類、整理する（2-2-2～2-2-6）。そのうえで検討を行なう（2-3）。まず記述全体の構成を明らかにし、検討する（2-3-1）。さらにそのうちの主に平和条項の解釈などの部分について、主に憲法学の成果により検討を行なう（2-3-2）。これらにより、平和条項を具体的にとらえられない要因を述べる（2-4）。

そしてそれをふまえて、教育内容の再構成の視点を、関連する裁判とそれを中心に展開されてきた平和的生存権の概念にもとめ、その方法を示す（第3章）。

本論文で検討する教科書は、『現代政治・経済』（清水書院）¹⁾である。これは、複数出版されている教科書のうち、特に平和的生存権を人権として明言している点、およびその由来などを扱っている点などで、特徴ある教科書である。検討を行なう部分は、日本国憲法を主に扱う箇

所での平和条項とそれに関する記述に限定し、国際関係（国際政治）を主に扱う箇所における平和条項に関する記述の検討は今回は対象としない。

第2章 教科書「現代政治・経済」の記述の検討

2-1 「政治・経済」についての学習指導要領および解説の検討

現行の高等学校学習指導要領における「政治・経済」の「内容」は、以下の大項目および小項目から構成されている?

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| (1) 現代の世界と日本 | ア 国際社会の変容と日本 | イ 国際社会の動向と課題 |
| (2) 現代の政治と民主社会 | ア 民主政治の基本原則 | イ 日本国憲法と民主政治 |
| | ウ 国際政治と日本 | |
| (3) 現代の経済と国民生活 | ア 経済社会の変容と経済体制 | イ 現代経済のしくみ |
| | ウ 現代経済と福祉の向上 | エ 国民経済と国際経済 |

このうち、憲法の平和条項に関するものをみようとすると、学習指導要領の内容自体に日本国憲法の「戦争放棄」や「平和主義」という言葉そのものは一切あらわれてこない。『高等学校学習指導要領解説 公民編』（以下「解説」）にはいくつかのそれらに関する記述が、大項目「(2)」の小項目「イ」「ウ」についてなされている?

「解説」ではそれぞれ、その項目のねらいと中学公民との関連を図る必要性を述べたあとに、学習指導要領を引用しながら、その内容について解説がなされている。学習指導要領と「解説」の関連部分を次に抜粋し、その特徴を要約する。

2-1-1 (2) イ 「日本国憲法と民主政治」

「学習指導要領」

「日本国憲法の基本的性格、基本的人権の保障及び国会、内閣、裁判所、地方自治などの機構と機能について理解させるとともに、政党政治と選挙、行政機能の拡大と民主化、世論と現代政治の課題などについて考察させる」

「解説」

『日本国憲法の基本的性格』については、日本国憲法が人類普遍の原理に立脚し、崇高な理想と目的の達成を目指していることに着目させ、日本国憲法はその性格として国民国家の枠を越えた普遍性をもっていることを理解させる。そのため、人権尊重、国民主権、戦争放棄など日本国憲法の基本原則について、様々な角度からその普遍性の認識を深めさせる。例えば明治憲法との比較や、諸外国の憲法との比較などにより日本国憲法の諸原則の普遍性を理解させる。……さらに、日本国憲法の目指す民主主義、平和主義の理念が、わが国の具体的現実においてどういう意味を持ち、どのような条件の下でどの程度実現されているかといった動態的な把握を図ることも、生徒の興味と関心を引き付けて理解を深めさせるための工夫として考えられる。」

この小項目「イ」の部分の解説をみると、「戦争放棄」は「基本原則」であり、「平和主義の理念」は「目指す」ものとして表されている。一般には、「平和主義の理念」のなかに「戦争放棄」が含まれると解釈できるが、このように分けた趣旨はこの記述からはわからない。

まず、日本国憲法の基本原則である「戦争放棄」について「様々な角度からその普遍性の認識を深めさせる」ことにより、「人類普遍の原理に立脚し、崇高な理想と目的の達成を目指し」「国民国家の枠を越えた普遍性」があることを理解させる。次に日本国憲法が目指す「平和主義

の理念」の学習にあたり、「生徒の興味と関心を引き付けて理解を深めさせるための工夫」として、その「具体的現実において」の「意味」と、「どのような条件の下でどの程度実現」したのかの「把握を図る」ことが述べられている。

つまり、基本原則としての「戦争放棄」についてはその「普遍性」を扱い、「平和主義の理念」は（これ自体をどう扱うかの記述はみられない）、その理解を深めるための工夫として、「具体的現実において」の「意味」と「実現」を扱うことを述べている。

2-1-2 (2) ウ 「国際政治と日本」

「学習指導要領」

「国際政治の特質と動向，人権，領土などに関する国際法の意義と役割，国際連合と国際協力，我が国の防衛を含む安全保障の問題，国際平和と人類の福祉に寄与する日本の地位と役割について理解させるとともに，軍縮問題，人種・民族問題など国際政治の諸課題について考察させる。」

「解説」

『我が国の防衛を含む安全保障』については、国際連合の第一の目的である平和と安全の確保が、人類の福祉実現の上で欠くことのできないものであることに気づかせると同時に日本国憲法の平和主義の理解の上に立ってわが国の防衛についての理解を深め、世界全体の平和と安全を実現するために我が国がどのような役割を果たすべきかを考えさせることが大切である。安全保障の内容は多岐にわたることから、国際紛争の原因を除去するための外交，人的交流，文化交流，経済協力などの必要性を認識させるとともに、それらの取組みと並ぶものとして、わが国の防衛の基本方針や自衛隊，日米安全保障条約などの基本的な事柄についても、憲法の平和主義との関連を踏まえ、かつ、戦後の安全保障政策の変化にも触れながら、理解させる。また、それらを通じて、国際社会における平和と安全を確保する各国の努力の中で、わが国の平和と安全をいかにして実現していくかを、多角的に考えさせる。」

この小項目「ウ」の解説は、文部省の「平和主義」のとらえ方、すなわち小項目「イ」の「平和主義の理念」の学習の工夫で示されている「具体的現実において」の「意味」と「実現」とは何かを示している。たとえば、「防衛」を「平和主義の理解の上に立」って「理解を深め」としている点、安全保障の内容のひとつとしての「国際紛争の原因を除去するためのもの」として「外交，人的交流，文化交流，経済協力」などの非軍事的手段，ならびにそれと「並ぶものとして」日本の「自衛隊，日米安全保障条約など」を位置付けている点などである。

2-1-3 ま と め

以上のことから、学習指導要領の「解説」では、平和条項に関する教育内容を次のようにとらえていることがわかる。すなわち、小項目「イ 日本国憲法と民主政治」において、「戦争放棄」の「普遍性」や「平和主義の理念」の記述があり、「平和主義の理念」の「具体的現実」の「意味」や「実現」が何か、つまり、「平和主義の理念」の具体化としての現実については示されていない。それらの点については、小項目「ウ 国際政治と日本」のなかで、「自衛隊，日米安全保障条約など」が「平和主義の理念」とてらして肯定的にあげられている。

つまり、学習指導要領の「解説」がとらえる「平和主義の理念」の「具体的現実」や「実現」は、自衛隊や日米安全保障条約などを意味するのである。

2-2 教科書の記述の分類と整理

2-2-1 分類の方法

ここでは、教科書『現代政治・経済』（以下「教科書」）の検討箇所に至るまでの概要と、分類枠および記述の分類の方法を示す。

2-2-1-1 教科書の概要

教科書『現代政治・経済』で日本国憲法を扱っているところは、第1編「現代の政治と民主社会」の第2章「日本国憲法と民主政治」、第3章「基本的人権の保障」、第4章「日本の政治機構」、第5章「日本の政治の課題」である。

そのうち、第2章の第1節「日本国憲法の基本原理」では、第1項「大日本帝国憲法の特徴」、第2項「明治憲法下の政治」、第3項「日本国憲法の成立」、第4項「日本国憲法の特徴」、第5項「国民主権と象徴天皇制」（第4項で示された「三大基本原理」のうちのひとつの「国民主権」と、明治憲法下での天皇主権が否定されたことを含めて、天皇の地位は「象徴」になったこと＝象徴天皇制）、第6項「憲法の最高法規性と憲法改正」が扱われる。そして第2節「日本国憲法と平和主義」に入っている。

平和条項に主にかかわる記述は、この第2節「日本国憲法と平和主義」⁹⁾である。これは、第1項「日本国憲法の平和主義」、第2項「憲法第9条と自衛隊」、第3項「日米安保条約」、第4項「日米安保体制」、第5項「冷戦後の安全保障と平和主義」、の、5つの項により構成されている。

2-2-1-2 分類枠および記述の分類の方法

教科書の記述を、ひとまとまりのある意味をもった最小限の記述単位に分解すると以下のようになる。

まず、理論として日本国憲法の平和条項の規定や由来、その意義などがあげられる。次に、それにまつわる事象として、自衛隊の成立、日米安全保障条約（成立、改定、ガイドライン以降の強化拡大）、PKO協力法、などがあげられている。これらを運用あるいはささえるための政府の理論解釈がある。それらに対しての問題点の指摘がある。またその問題意識のあらわれとしての国民の行動である運動－安保反対闘争がある。また、自衛隊や日米安全保障条約が憲法に違反していないかどうかという面で議論になった裁判がある。一方で、自衛隊の実態・運用が憲法に違反しないように、あるいは問題点の指摘に対するためともいうべき政府の対策がある。さらにこの対策についての問題の指摘もある。

そしてそれらの現実と比較して、平和条項のあり方の課題を総括する。

これらを以下のように分類する。

分類枠

- ① 平和主義について－平和条項の規定、解釈、意義、制定当時の政府の解釈等
- ② 自衛隊とその変遷、日米安保条約とその改正、PKO協力法、これらの運用
- ③ 政府による自衛隊等の運用のための9条に関する解釈
- ④ 問題点の指摘－②、③に対する論議、批判－たとえば学説などから
- ⑤ ②、③に対する国民の側の行動－安保反対闘争
- ⑥ ②の自衛隊、日米安保条約にまつわる裁判例
- ⑦ ④問題点の指摘に対する政府による対策－主に②の運用の面で
- ⑧ ⑦政府による対策の問題点の指摘－⑦に対する論議、批判
- ⑨ 課題－平和条項とてらしたうえでの現実の課題

いくつかの点について補足する。①「平和主義について」は平和条項自体の定義や解釈や意義をさす。①～⑨全体を、現実を含めたいわば広義の「平和主義について」のものとするれば、①は狭義の「平和主義について」扱っているといえる。

②「自衛隊とその変遷、日米安保条約とその改正、PKO協力法、これらの運用」については、自衛隊は日米安全保障条約のもとで考えるとき、ある程度のその機能の実態を知ることができる。しかし日米安全保障条約の完全な部分集合として自衛隊をみているわけでもない。しかし日米安保条約のもとの自衛隊の役目という観点で示されていることを考えると、共通性をもつととらえているともいえるので、同じものに分類した。

教科書の記述を、この分類枠(①～⑨)を用いて分類・整理していく。それぞれの記述が該当する分類番号の示し方は、例；「[①平和主義について]」—のように行なう。また、適宜、分類したものについて、本論文の該当箇所(例；「(2-1-2-1)」)を文中や文末に示す。

2-2-2 第1項「日本国憲法の平和主義」の分類 [①平和主義について]

教科書の第1項「日本国憲法の平和主義」は、すべてが①(平和条項の規定、由来、解釈、先駆性、未来的意義、制定当時の政府解釈)に分類される。そこで、この①に該当する記述を、さらに以下のように分類、整理していく。

2-2-2-1 平和条項の規定 [①平和主義について]

「日本国憲法前文は、日本国民が『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにする』とともに『恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう』と規定し、恒久平和への決意を述べている。さらに前文は『全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ平和のうちに生存する権利を有することを確認』し、国民の『平和のうちに生存する権利』を宣言している。この前文の決意と理念を具体化するために、第9条を規定し、戦争放棄と戦力の不保持および交戦権の否認を定めている。」

2-2-2-2 平和的生存権の定義・普遍性 [①平和主義について]

「自由権も社会権も平和のうちに生存していなければ無意味になるという意味で、平和的生存権はもっとも根源的な人権であり、『人権のなかの人権』とみなすことができる」と定義し、「現在、国際的にも国連などにおいて『人権としての平和』・平和的生存権の理念は広がりつつある」と普遍的意義を述べている。

2-2-2-3 制定当時の政府の平和条項に関する考え [①平和主義について]

「第9条の起草者とされる幣原喜重郎国務大臣の発言」(1946年8月の貴族院本会議)が、引用されている。「実際此ノ改正案ノ第9条ハ戦争ノ放棄ヲ宣言シ、我が国ガ全世界中最モ徹底的ナ平和運動ノ先頭ニ立ッテ指導的地位ヲ占ムルコトヲ示スモノデアリマス。(中略)今日ノ時勢ニ尚国際関係ヲ律スルーツノ原則トシテ、或範囲内ノ武力制裁ヲ合理化、合法化セムトスルガ如キハ、過去ニ於ケル幾多ノ失敗ヲ繰返ス所以デアリマシテ、最早我が国ノ学ブベキコトデアリマセス。文明ト戦争トハ結局両立シ得ナイモノデアリマス。文明ガ速カニ戦争ヲ全滅シナケレバ、戦争ガ先ズ文明ヲ全滅スルコトニナリマシヨウ、私ハ斯様ナ信念ヲ持ッテ此ノ憲法案ノ起草ノ議ニ与ッタンデアリマス。」

2-2-2-4 平和条項の世界史的意義 [①平和主義について]

日本国憲法の平和主義を「もっとも徹底した非戦・非武装平和主義と、平和を人権そのものとしてとらえる平和的生存権の承認という2点において、世界の憲法史に例をみない画期的で

世界史的意義をもつ平和憲法といわれている」とその価値を明言している。

2-2-2-5 戦争放棄条項をもつ他の憲法 [①平和主義について]

「不戦条約(1928)以後、戦争を防止するために、法的に戦争を違法なものとして制限ないし禁止しようとする戦争の違法化」がおき、戦争を放棄した憲法が各国で制定された。」

しかし、それらが「侵略戦争や『国家の政策の手段としての戦争』を禁止したものであり、いずれも軍備の保持と交戦権は認めている」ことを指摘している。

例としてフランス革命直後のフランス憲法(1791)、第一次世界大戦後のスペイン憲法(1931)、フィリピン憲法(1935)、第二次世界大戦後のフランス憲法(1946)、イタリア憲法(1947)、東ドイツ憲法(1949)、西ドイツ憲法(1949)と、その名称・年代があげられている。

この点に関して、第2節「日本国憲法と平和主義」の終わりの「課題研究」で、戦争の違法化、戦争放棄に関するものを調べ、歴史的变化・発展、日本国憲法の平和主義の歴史的意義・特徴を調べるという課題が設定されている。

2-2-2-6 第9条の先駆性 [①平和主義について]

これら戦争放棄条項をもつ憲法と日本国憲法を比較して、「戦争の違法化を一歩おしすすめ徹底させたものという点で先駆的なものである」と、述べている。

2-2-2-7 第9条解釈 [①平和主義について]

不戦条約の戦争の違法化のうごきのながれに沿いながらも、「無条件に一切の戦争を放棄したのみならず、武力の行使と武力による威嚇をも放棄し、その実行を保障するものとして軍備の不保持と交戦権の否認を規定している」としている。

2-2-2-8 今後の21世紀における国際的意義、役割 [①平和主義について]

「21世紀にむけて、アジア、ひいては国際平和実現のためにはたす意義と役割は大きい」と、言及している。

2-2-2-9 平和条項の由来 [①平和主義について]

日本国憲法の平和主義を「日本がアジアの諸国民にあたえた戦争の惨禍と広島、長崎での史上初の被爆体験への深刻な反省から生まれたもの」としている。

また、平和的生存権の規定の由来が、大西洋憲章(1941)の「この地上のあらゆる人間が、恐怖と欠乏からの自由のうちにその生命を全うするための保障となる、平和を確立することを願う」(第6条)であることを述べている。

2-2-3 第2項「憲法第9条と自衛隊」の分類

2-2-3-1 自衛隊の設置 [②自衛隊およびその運用]

米ソによる東西の冷戦の激化と1949年の中華人民共和国の成立による国際情勢の変化の中、アメリカは「対日占領政策として日本を『反共の防壁』とする冷戦政策を強く打ち出し」、1950年の朝鮮戦争勃発が契機となって、マッカーサーの指令により自衛隊の前身である警察予備隊が設置されたこと、そして保安隊、「直接侵略および間接侵略に対しわが国を防衛することを主たる任務」とする陸海空三隊の自衛隊になったことを解説している。

2-2-3-2 制定当時の政府による9条解釈 [①平和主義について]

「政府は憲法制定当時から、第9条は自衛戦争・侵略戦争を問わずあらゆる戦争を放棄しあらゆる戦力の不保持を定めたものと理解する説をとっていた(これが学説の多数でもある)。」

2-2-3-3 政府による自衛隊運用のための9条解釈 [③政府による自衛隊運用のための9条解釈]

「保安隊、自衛隊の創設、増強にともなって第9条の解釈は変化した。今日の政府の解釈は自衛権を行使するための手段として『自衛のために必要な最小限度の実力』（自衛力）をもつことは第9条に違反せず、自衛隊は自衛力であって、憲法の禁ずる『戦力』にあたらないと解する（『自衛力論』といわれる）。」

「憲法第9条に関する政府解釈の推移」を以下のように示している。

- ・「1946年8月の吉田首相の国会答弁」—これのみ〔①制定当時の政府による9条解釈〕

「戦争放棄ニ関スル憲法草案ノ規定ハ、直接ニハ自衛権ヲ否定シテハ居リマセヌガ、第9条第2項ニ於テ一切ノ軍備ト国ノ交戦権ヲ認メナイ結果、自衛権ノ発動トシテノ戦争モ、マタ交戦権モ、放棄シタモノデアリマス。」

- ・「1952年11月『戦力』に関する政府統一見解」

「一、『戦力』とは、近代戦争遂行に役立つ程度の装備、編成を具えるものをいう。

一、『戦力』の基準は、その国のおかれた時間的、空間的環境で具体的に判断せねばならない」

- ・「1972年11月『戦力』に関する政府統一見解」

「戦力とは文字どおり戦う力である。憲法第9条第2項が禁止しているのは、自衛のための必要最小限度をこえるものである」

このように、条文そのものを改正することなしに「社会の実態に憲法を適合させるとして条文の意味内容や運用を解釈によって事実上変更することを、明文改憲に対して解釈改憲という」と述べている。

2-2-3-4 政府の9条解釈に対する批判〔④政府の問題点〕

政府の自衛力論（2-2-3-3）に対して「そもそも『自衛力』と『戦力』との区別はきわめて流動的で困難である、国際情勢と軍事技術の水準によりきまるとされる『必要最小限度』は、結局政府が認定するものであるから事実上『自衛力』の限界は無制限に近いものになるなどの批判」が示されている。

2-2-3-5 自衛隊に関する裁判〔⑥裁判〕

自衛隊の合・違憲を争った裁判名（恵庭事件、長沼ナイキ基地訴訟、百里基地訴訟）があげられている。

長沼一審判決は「『自衛隊は、現在の規模、装備、能力からみて、第9条第2項にいう“陸海空軍”に該当する』として、初の違憲判決を下した」と述べている。さらに二審判決は「自衛隊の設置・運営は統治事項に属し、統治行為は一見明白に違憲違法と認められないかぎり、司法審査権の範囲外にあるとする統治行為論によって一審判決を取り消し」、最高裁は「『訴えの利益がない』として憲法判断を回避した。最高裁はいずれの訴訟でも明確な憲法判断を示していない。」

2-2-3-6 解釈改憲（2-2-3-3）への批判〔④政府の問題点〕

「政府の憲法解釈・運用の変更の積み重ねはこの解釈改憲にあたるとする批判がある」

2-2-3-7 自衛隊の変遷〔②自衛隊〕

「防衛力整備計画の推移」として、第一次～第四次防衛力整備計画から中期防衛力整備計画までを『防衛ハンドブック』から作成し、年々費やされる防衛関係費が上昇していることが示されている。

2-2-3-8 政府による憲法改正の試み〔⑦問題点の指摘に対する政府による対策〕

「しかし現実には、自衛隊と第9条との矛盾は避けられず、憲法第9条を改正しようとする憲法改正問題が保守勢力から出され」ている。

この記述を⑦（問題の指摘に対する政府による対策）に分類したのは、「自衛隊と第9条との矛盾」を政府自身が感じている（すなわち④問題の指摘に相当する）と解したからである。

2-2-3-9 憲法改正問題 [⑧政府による対策 (2-2-3-8) の問題点]

「改憲か護憲かがつねに戦後政治の大きな争点となってきた。」

2-2-4 第3項「日米安保条約」の分類

2-2-4-1 日米安保条約の由来 [②日米安保の由来]

日米安全保障条約については「サンフランシスコ平和条約」(1951)での日本の独立回復と同時に締結されたことが示され、「これにより、日本は西側陣営の一員」となり、日米安保体制といわれる反共・親米を基本とした政治・経済・防衛・外交政策を展開していった」と述べられている。

2-2-4-2 日米安保条約に関する裁判 [⑥裁判]

日米安全保障条約のもとの米軍駐留の合・違憲が争われた裁判として、砂川事件が示されている。一審判決は、「米軍の駐留は第9条が禁ずる戦力にあたり、憲法違反と判断した。しかし、最高裁は、駐留米軍は憲法第9条が禁止している戦力にあらず、また『安保条約のような高度の政治性を有するものは一見きわめて明白に違憲無効でないかぎり司法審査になじまない』とする統治行為論を援用して憲法判断を回避した。」

2-2-4-3 日米安保条約の改定とその内容 [②日米安保の改定]

1960年の安保大幅改定があり、「日本の防衛力の増強義務(第3条)、日本の領域内での日米共同対処行動・共同作戦(第5条)、米軍の日本の駐留と極東での行動(第6条)などが規定された」ことが示されている。

2-2-4-4 日米安保条約改定 (2-2-4-3) の問題の指摘 [④日米安保の問題点]

「とくに問題となったのは、米軍の極東での軍事行動の結果、在日米軍基地(施設および区域)への攻撃の可能性があること(第6条)、そのばあい日本(自衛隊)がその攻撃に対処する義務があること(第5条)」つまり「米軍のおこした戦争に日本が自動的にまきこまれるものではないか」という問題の指摘があった。

2-2-4-5 「事前協議制度」 [⑦問題点の指摘に対する政府による対策]

上記のような問題の指摘(2-2-4-4)に対して、政府は「アメリカとの事前協議制度があるのでその懸念はないとした」ことを示している。

「事前協議制度」とは、「第6条の実施に関する交換公文に基づく制度」であり、その対象は、米軍の配置や装備の重要な変更、日本からの戦闘作戦行動、核兵器の持ち込みであることを示している。

2-2-4-6 事前協議制度の問題点 [⑧政府による対策への問題点]

事前協議制度(2-2-4-5)が「アメリカに対する法的拘束力と日本の発議権がないなどの問題点」があることを示している。

2-2-4-7 日米安保条約の承認に際して野党の反対 [④日米安保の問題点]

新安保条約(2-2-4-3)の承認に際して、「この条約が憲法違反であり、アメリカの戦争にわが国も巻き込まれることになると主張する野党の反対」があったことが述べられている。

2-2-4-8 安保改定の承認における政府による強行採決 [⑦問題点の指摘に対する政府

による対策]

野党の上記のような反対(2-2-4-7)を押し切って、政府は衆議院で強行採決を行なったことが述べられている。

2-2-4-9 安保反対闘争 [⑤国民の側の行動]

安保改定の衆議院の承認に際し強行採決に及んだ(2-2-4-8)のち、国民の側から「大規模な安保反対闘争がおこった」ことが、述べられている。

2-2-5 第4項「日米安保体制」の分類

2-2-5-1 日米安保条約の強化拡大 [②日米安保の強化拡大の実態・運用]

新安保条約により、「日本はアメリカの軍事戦略に組み込まれ、その後自衛隊の増強がいつそうすすむとともに、日米共同対処行動・共同作戦が展開されることになった」。

なかでも本格的に進む契機として、1978年の「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」をあげ、その背景を「アメリカのベトナム戦争での敗北という新たな事態に対応して、アメリカが『経済大国』となった日本に対して軍事的役割・費用分担の拡大(肩代わり)を要求してきた」ことにあることを示している。

「日米防衛協力のための指針(ガイドライン)」(1978)については、次のように解説がなされている。「侵略の事前防止(平時)、日本有事、極東有事の三つのばあいに分け、日米両軍がいかに役割を分担するかの基本を定めた日米共同作戦の基本協定」であり、それ以後「日米共同作戦研究、シーレーン共同防衛研究、極東有事研究などの日米共同作戦計画、有事立法研究、日米共同演習・共同訓練の本格化、在日米軍経費負担(いわゆる『思いやり予算』)などが積極的に推進されている。」

2-2-5-2 日米安保体制の強化拡大への批判 [④日米安保の問題点]

上記のような状況(2-2-5-1)に対して「安保体制と自衛隊の強化拡大は憲法の平和主義に反するのではないかという批判」が示されている。

2-2-5-3 政府による憲法上または政策上の「歯止め」 [⑦問題点の指摘(2-2-5-2)に対する政府による対策]

日米安保(とその改定)を平和条項に反しないよう運用するために政府が示した「憲法上または政策上の『歯止め』」の以下の7つの原則をあげている。

i) 非核三原則の堅持

これは、1971年に沖縄返還協定に関連して衆議院本会議で決議されたもので、「政府は、自衛のための必要最小限度をこえないかぎり核兵器の保有は合憲であるとの立場をとり、非核三原則は政府の政策的選択であることを強調している」ことを、示している。

ii) 文民統制の確立

「軍隊の独走を防ぐために文民(非軍人)からなる政府や議会が軍隊を民主的に統制すること」をさし、「文民」を構成するメンバーとその構造、「安全保障会議の決定事項は国会の承認を必要とするなどのかたちで制度化されている」ことが示されている。

iii) 武力行使をとまなう目的・任務で武装した自衛隊を海外へ出動させることの禁止(1954年参議院本会議議決)

iv) 集団的自衛権行使の違憲

これについては、集団的自衛権と個別的自衛権について解説がなされている。

「個別的自衛権」については、「国家が外部からの緊急・不正の侵害に対して自国を防衛する

ために実力を行使しうる権利」と定義している。

「集団的自衛権」については、「自国と密接な関係にある国が武力攻撃を受けたばあい、自国の安全を脅かすものとみなしてその国と共同で防衛にあたる権利」と定義し、暫定的に国連憲章で新設され、「自衛権発動の前提条件である侵略行為を武力攻撃に限定し、安全保障理事会が必要な措置をとったあとは自衛行為を停止しなければならないとした」ことを示している。

v) 徴兵制の違憲

vi) 防衛費のGNPの1%枠の設定(1976年閣議決定)

vii) 武器輸出三原則の厳守

これは以下の3つの国・地域—(a)共産圏 (b)国連の決議で武器の輸出が禁止されている国 (c)国際紛争の当事国またはその恐れがある国—に武器輸出を認めないものであり、「平和に撤するとの考えから1976年に政府が表明した」ものであること示している。

2-2-5-4 「歯止め」自体がかかえる問題の指摘 [④「歯止め」の問題点]

政府は、「歯止め」として集団的自衛権の行使は違憲としている(2-2-5-3-iv)が、個別的自衛権は認めている。個別的自衛権のかかえる問題として「従来、自衛権発動の条件を充たすか否かは当事国の判断に委ねられたため、自衛の名のもとに侵略行為がおこなわれることも多かった」とその問題点を示している。

2-2-5-5 「歯止め」の変更について [⑧政府による対策の問題点]

上記のような政府による「歯止め」の対策(2-2-5-3)がありつつも、「現実には在日米軍による核(2-2-5-3-i)に対して)持ちこみ疑惑が絶えないだけでなく、1983年にはアメリカに対する武器技術供与が武器輸出三原則(2-2-5-3-vii)の例外として認められ、また87年には防衛費のGNP1%枠(2-2-5-3-vi)が突破され撤廃されるなど、従来の『歯止め』が大きく変更されつつある」という問題点が示されている。

2-2-6 第5項「冷戦後の安全保障と平和主義」の分類

2-2-6-1 「冷戦後」の日米安保・自衛隊 [②日米安保]

日本の「経済大国化」にともない、予算規模・装備において自衛隊が突出した「自衛力」になったこと、1989年の米ソ首脳会談での冷戦終結宣言、91年のソ連解体によって第二次世界大戦後の冷戦構造の崩壊後、アメリカは世界軍事戦略を大きく転換、大幅な軍事費削減と海外基地縮小・重点化をめざすなか、日本は東アジアにおいて戦略拠点としての重要性が増大し、軍事技術協力や費用の分担を拡大するよう求めてきていることが述べられている。

2-2-6-2 政府による軍事大国化否定 [⑦問題点の指摘に対する政府による対策]

「冷戦後」、日本が軍事的に強化拡大されようとしている動きへの批判を予測してか、「日本政府の軍事大国とならないとの再三の表明」がなされていることが示されている。

この箇所は⑦に分類したもののうち、特異な例である。⑦(政府による対策)に分類するのは、批判あるいは問題点の指摘(④)の明示が前提である。明記はされていないが、相当するものとして、過去の戦争の問題(「かつての日本に侵略・占領された近隣諸国」という言葉が示している—(2-2-6-3))が、その役目を果たしている。

2-2-6-3 近隣諸国からの軍事大国化への懸念 [⑧政府による対策の問題点]

上記の政府の表明(2-2-6-2)にもかかわらず、「かつての日本に侵略・占領された近隣諸国に、日本がふたたび『軍事大国化』するのではないか」という懸念がもたれている。

「アジアにおけるアメリカ軍の存在が、日本の「軍事大国化」への懸念を緩和しているという

指摘もある」ことが示されている。

2-2-6-4 PKO 協力法 [② PKO 協力法]

「一方」, 1990 年におきた湾岸戦争は, 日本の国際社会とのかかわりかたを「きびしく問うこととなった」と述べ, 「とくに自衛隊の海外派遣を核とする 1992 年の国連平和維持活動 (PKO) 協力法は, 日本のなすべき『国際社会への貢献』とは具体的にはなにかについての対立を浮き彫りにした」ものであることを述べている。

「国連平和維持活動 (PKO) 協力法」を「国連の平和維持活動への自衛隊の海外派遣とその小型武器の保有を認めた」ものと解説している。

2-2-6-5 PKO 協力法への批判 [④ PKO 協力法の問題点]

PKO 協力法 (2-2-6-4) は, 「従来の政府の第 9 条解釈と海外派兵の禁止原則を変更するものとして野党から批判され, この法律の違憲性が問題となった」。

2-2-6-6 PKO 協力法参加五原則 [⑦問題点の指摘に対する政府による対策]

PKO 協力法批判 (2-2-6-5) に対して, 政府が次の「参加五原則」をかかげていることを述べている。

- 1) 紛争当事者の停戦合意の存在, 2) 自衛隊の受け入れ同意の存在, 3) 中立性の厳守,
- 4) 以上の条件が崩れたばあいの撤退,
- 5) 武器使用を生命などの防護のための必要最小限に限定

政府はこれらが守られれば合憲であるとの見解をとっている。

2-2-6-7 参加五原則に対して [⑧政府による対策の問題点]

政府は参加五原則を守れば PKO 協力法は合憲としている (2-2-6-6) が, その記述の直後に「世論を二分した」とある。これは参加五原則があっても, PKO 協力法を合憲としない国民の批判があることが示されていることになる。

2-2-6-8 日本国憲法の平和主義の実現の在り方について [⑨課題]

「冷戦終結後の今日, 日米安保体制のもとで, 日本が日米軍事技術協力を拡大することや PKO への自衛隊の参加などが, 憲法の平和主義の原理, 精神に合致したものなのか, それとも平和主義の形骸化と『軍事大国化』につながるものなのか。さらに今後軍事的領域においても『国際貢献』をなすべきなのか。日本国憲法の平和主義は, 国際平和・安全保障のありかたをめぐって, 21 世紀にむけてその真価を問われようとしている。」

2-3 検 討

まず, 全体 (①～⑨) の構成を明らかにして, 検討する。次に教科書と制定当時の政府解釈を含んだ「平和主義について」(①) と, 自衛隊運用のための政府による 9 条解釈 (③) とその批判 (④) について, 主に憲法学の成果をもとに検討する。

2-3-1 全体の構成の検討

全体は次の 3 つの部分に大別される。すなわち, I) 「平和主義について」(学習指導要領「解説」の, 「戦争放棄」の「普遍性」・「平和主義の理念」に対応する部分), II) 理論すなわち平和条項と現実の相互関連—理論にまつわる現実を示しながら, 理論が現実においてどれだけ具体化されているかを示し (「解説」の, 「平和主義の理念」の「具体的現実において」の「意味」と「実現」に対応する部分), III) まとめ—現実における課題を提起する, という構成になっている。

まず、Ⅰ)は、平和条項の規定や、平和的生存権の定義・普遍性、制定当時の政府の平和条項設置に関する考え、世界史的意義、先駆性、第9条解釈、制定当時の政府による9条解釈、今後の国際的役割、平和条項の由来、などが示されている(2-2-2-1～2-2-2-9, 2-2-3-2)。これらは、分類①が該当する。

そのうえで次に、Ⅱ)は、自衛隊や日米安保条約の設置、締結、変遷、「冷戦崩壊後」の軍事大国化、PKO協力法などを中心にして(2-2-3～2-2-6)、②(自衛隊とその変遷、日米安保条約とその改正、PKO協力法)、③(政府による自衛隊運用等の運用のための9条解釈)、④(問題点の指摘)、⑤(②、③に対する国民の側の行動)、⑥(裁判)、⑦(④問題点の指摘に対する政府による対策)、⑧(政府による対策の問題点の指摘)が該当する。

そしてさいごに、Ⅲ)現実における課題が提起されている(2-2-6-8)。これは、⑨(課題—平和条項とてらしたうえでの現実の課題)が該当する。

Ⅰ)においてさらに個々に分類された内容の検討は後述(2-3-2)することとし、ここでは、主にⅡ)、Ⅲ)の全体の構成が意味するものについて分類をもとに検討する。

Ⅱ)まず、自衛隊の設置や運用に際しての政府の9条解釈の「自衛力論」(③)の問題点や、政府の解釈の変更により自衛隊を運用することを解釈改憲と述べたうえで、その問題点を示している(④)。さらに自衛隊の合・違憲をめぐる学説の解釈論争(④)も示している。また、その点を争った裁判—憲庭裁判・長沼ナイキ基地訴訟・百里基地訴訟—がなされていること(⑥)の存在も示している。しかも政府は9条解釈の変更により自衛隊を増強させてきている(②)が、それでは憲法の平和条項に対する自衛隊の矛盾は解消されず、その対策として結局は憲法9条を改正しようとする政府の動きが示されており(⑦)、改憲か護憲かが、戦後政治の大きな争点となってきた(⑧)ことを述べている(以上2-2-3)。この政府による憲法改正の試みは、自衛隊が憲法の枠内に止まらないことを政府自身が認識していることを示す以外の何ものでもない。

日米安保条約(②)については、この条約による米軍駐留の合・違憲を争った砂川裁判が示されている(⑥)。その改定の内容に関しては、戦争にまきこまれる危険性を指摘する声(④)があり、それへの政府による対策として「事前協議制度」(⑦)があることを示しているが、この「事前協議制度」にもその内容や実行においていくつかの問題点があることが指摘されている(⑧)。また、条約承認に際しては強硬な野党の反対があったが(④)、それを押し切り、政府が強行採決に踏み切ったことが示され(⑦)、国民の側からの行動として、安保反対闘争がおこったこと(⑤)が示されている(以上2-2-4)。

さらに「ガイドライン」(1978)以降、日米安保体制は強化されてくる(②)が、それに対して日本国憲法の平和主義に反するという批判(④)があり、それに対する政府による対策として7つの「歯止め」が示されている(⑦)。しかし「歯止め」自体がかかえる問題点(④)や、現状が変更されつつある問題点(⑧)が示されている(以上2-2-5)。

「冷戦崩壊後」は、アメリカにより日米安保の強化拡大が図られてきている(②)なかで、近隣諸国への対策として政府による再三の軍事大国化の否定(⑦)にもかかわらず、近隣諸国から懸念が示されている(⑧)ことが述べられている。

また、あらたにPKO協力法が制定され(②)、それが憲法第9条に違反する疑いがあり(④)、政府が日米安保批判対策としてかかげている日米安保運用上の7つの原則(「歯止め」)のうちのひとつ—自衛隊の海外派兵禁止原則—に違反するという批判(④)をうけていることが示さ

の検討を行なう。

2-3-2-1 「平和主義について」(①)の検討

2-3-2-1-1 平和条項の規定(2-2-2-1)

平和条項の規定を、前文と9条の総体としてとらえている。

前文の法規規範性の有無について議論があるなかで、教科書はその法規規範性を認め、平和主義の規定に位置付けている。そして、その具体化として9条を位置付けている。憲法に記述されている規定としては、前文の丁寧な引用も含めて、教育内容としては重要かつ基本的な平和条項の規定といえる。

ただし、それに加えて、日本国憲法に規定されていない点にも平和主義の規範があると考えられることもできる。規定されていないこと(「規定の欠如」とは、宣戦布告・講和に関する規定、国防義務・兵役義務の規定、緊急権(国家が戦争、内乱、大規模な災害や経済恐慌のような緊急自体の出現によって、その存立の危機にさらされた場合に、その危機を克服するために、国家権力が平常時の制約を超えて異常な手段・方法に訴えることを正当化する観念)の規定、である。これらが規定されていないということもひとつの規定といえる。前文や9条の明文以外に、戦争を放棄するための具体的保障を「書いていない」規定に求め、それらが書かれていないがゆえに、平和条項を支えているということも、重要な教育内容になりえる。

2-3-2-1-2 平和的生存権について(2-2-2-2)

平和条項の規定のうち、平和的生存権の規定については、平和と人権の関連—平和と人権の「相互依存性」—を明記し、基本的人権の根底をなすものとし、ひとつの人権規定としている点が、特徴である。

平和的生存権をめぐるのは、学説上否認するものもあるなかで、人権として位置付けている点は大きな意義がある。とくに人権規定では法規規範性と裁判規範性の両者を考えることができるが、平和的生存権の裁判規範性についてはその有無や内容について議論が多い。教科書の記述は直接には法規規範性をさすものであるが、平和的生存権が、自由権や社会権など裁判規範性があるといえる人権の根源的な位置にあると規定していることからみると、平和的生存権の裁判規範性も視野にいれているとみることができる。

しかし一方で、教科書の平和的生存権の定義や解釈からは、日本国憲法第3章に規定されているいわゆる「基本的人権」の自由権や社会権の規定と比較してみても、具体的な意味内容は不明確である。たとえば「平和のうちに生存していない」とは単に戦争状態のもとにあることをさしているのか、戦時下ではないがなんらかの日常性をともなうものなのか、多義的であり一種抽象性が高い。これは「平和」という言葉のもつ多義性が要因かとも思われる。一方、平和的生存権が争われた裁判について示されているわけでもないので—裁判は自衛隊や日米安保条約が9条について合憲か違憲かという観点で記述されているだけ(2-2-3-5, 2-2-4-2)—やはりその具体的な内容はわからない。

平和的生存権の具体的な意味は、それが争われた裁判上でみていくことが、有効である。

2-3-2-1-3 平和条項の由来(2-2-2-9)

平和条項の由来について、教科書では、世界的な戦争の違法化の流れのなかや戦争の反省により平和条項ができたことを示している。また、一方で、平和的生存権が大西洋憲章の一文に由来することが示されている。

しかし大西洋憲章は、いわゆる「ファシズム」とよばれるものの否定あるいは批判といえる。

この教科書では、今回検討した箇所とは別のところで「ファシズム」が解説されている。そこでは、その体制の概要と、国内的、対外的実態が記されている。国内的な実態のなかには、「基本的人権を徹底的に抑圧した」との記述がみられ、「日本の軍国主義もその一つとする考え方もある」と解説している⁹⁾。

戦争と「ファシズム」は同義ではない。平和的生存権の由来は、厳密な検討を要するものといえるが、平和的生存権が、戦時下以外での「恐怖と欠乏からの自由」の意味を考える役を担う可能性はもちえている。

2-3-2-1-4 戦争放棄条項をもつ他の憲法 (2-2-2-5)

戦争放棄条項をもつ憲法については、それをもつ他国の憲法（とその成立年）が8つあげられている。ヨーロッパに偏りがちではあるが、複数の憲法が（軍備の保持や交戦権についてはともかく）なんらかの戦争放棄に関連した条項を有していることを示すのは、日本国憲法の「普遍性」を証明することになり、非常に有効である（この点、さらに教科書の章末の「課題研究」では、それらの内容などを調べる課題が設定されている）。

たとえば、あげられているもののうち、スペイン憲法（1931）や西ドイツ憲法（1949）は「紛争を仲裁裁判等の平和的手段によって解決する旨を定めた条項」を、西ドイツ憲法やイタリア憲法（1947）は「戦争権限の民主的統制を定めた条項」を有している。また西ドイツ憲法は「良心的兵役拒否権の保障条項」をも有している⁹⁾。ここは「解説」の「諸外国の憲法との比較などにより憲法の諸原則の普遍性を理解させる」に沿ったものといえるが、ここでは日本国憲法の「普遍性」のみならず、諸外国の憲法のもつ様々な面も重要な材料となるだろう。

ただし「常備軍の制限あるいは廃止条項」をもつ憲法があげられていない。これは、日本国憲法の第9条の「戦力の不保持」と密接にかかわるものであり、現存する憲法で有しているものがあることを考慮すると、とりあげられる必要がある。たとえばスイス憲法13条（現行）やコスタリカ憲法12条（1949）がそれである⁹⁾が、このうちコスタリカは、実態としても軍備を保持せずに国が運営されている。これは常備軍が設置されていなくても国が運営される可能性を示す重要な憲法である。

2-3-2-1-5 第9条解釈 (2-2-2-7)

第9条解釈については、第9条は2つの項から成るが、教科書では、第1項で侵略戦争のみならず自衛戦争をも放棄しており、「のみならず、さらに」第2項が戦争の放棄を保障するものとしてとらえているといえる。これは、いわゆる1項全面放棄説であり、それを保障するものとして2項の意義を認めているものといえる。

第9条をめぐる解釈学説はいろいろな整理が可能とされているが、9条全体で、自衛のための戦争をも含めて一切の戦争を放棄（侵略・自衛双方）したものとする点では一致している。しかし、第1項で全面的に放棄していると考えるか（「1項全面放棄説」）、第2項と第1項をあわせてはじめて全面的に放棄している（「2項前面放棄説」）と考えるかは解釈が分かれるところである。山内敏弘は、後者が「どちらかといえば多数説であるといつてよいと思われる」⁹⁾と述べている。小林直樹は、「第9条1項に関するかぎり、とくに『国際紛争を解決する手段としては』と断っている点で、自衛戦争を放棄したものではなく、第2項の交戦権の否認の結果、自衛戦争をふくむ一切の戦争が禁止された、とみる方が……おそらく文理的には正当であろう」と述べている。しかしそうしながらも、「国際紛争を解決する手段」の「国際紛争」とは不戦条約のいう「侵略戦争」を指すと考えられるが、第9条の解釈がそのような「ふるい『国際的用例』

や通念を援用すべき合理的な理由はない、というべきではないか」と述べている¹⁰⁾。小林は、2項全面放棄説として解釈する「実益」を「まったく観念的なこまかさのためだけの議論ではないか」という宮沢俊義の検討・見解¹¹⁾を参照しながら、2項全面放棄説をとる「実益」は、9条を改訂して自衛のための軍備を設けようとするとき、2項だけ変えればいいか1項も変えるかというときに関わってくるような性質のものとしている。「実質的に考えれば、むしろ第1説の方（*「1項全面放棄説」一前田）が、憲法の精神を全体としてより体系的に捉えたものとみることができよう」と述べている。

教科書の9条解釈は、「通説」よりも「憲法の精神を体系的にとらえた」1項全面放棄説をとっており、むしろ認識しやすい説を採用していると評価できる。

2-3-2-1-6 第9条の先駆性 (2-2-2-6)

たとえば、小林武は近現代のいくつかの戦争放棄条項をもつ憲法を、深瀬忠一や山内敏弘による検討を参照しながら整理するなかで、これまでの西欧立憲主義の歴史においては「絶対平和主義は思想としては存在していたが、実定憲法となることはなく、諸憲法も、放棄されるべき戦争を……侵略戦争に限っていた」。一方、第9条は自衛・侵略双方の戦争を放棄している点で、「武力による平和保障とは、基本的な考え方に於いて、けっして見過ごしえない相違点・断絶面をもつものであり、西欧立憲主義の到達点をひとつ上の高みへと前進させる選択をしたものといえる」¹²⁾。平和条項は、「すぐれて現代的な原理」とさえも言われている¹³⁾。

このような意味で第9条は「先駆的」であり「世界史的意義」をもっている。「普遍性」（「解説」のいうところの）にとどまらない「先駆性」を教科書はとりあげて評価しており、9条の意義を歴史的にも質的にも明確にするものとなる。

2-3-2-1-7 制定当時の政府による9条解釈 (2-2-2-3, 2-2-3-2, 2-2-3-3「吉田首相」)

政府の制定当時の9条解釈 (2-2-3-2) では、第9条全体で、あらゆる戦争を放棄したと解していること、また「1946年8月吉田首相の国会答弁」(2-2-3-3)からは、「2項全面放棄説」をとっていることがわかる（政府の9条解釈の変遷過程での位置付けや意義は2-3-2-2-1で後述）。

制定当時の「第9条の起草者とされる幣原の発言」(2-2-2-3)において、幣原を「第9条の起草者とされる」と位置付けていることは、重要である。

平和条項を誰が発案したのかについては、幣原発案（つまり日本側からの案）かマッカーサー発案（アメリカ側からの案）かの議論があり、そのため「とされる」としたのであろう。どちらの発案かは様々な角度からの厳密な検討を要する問題ではあるが、幣原自身が平和的な外交を行なっていたこと¹⁴⁾を考慮すれば、日本側に（起草前に）平和条項を求める考えが存在したともいえることが導かれるだろう。単なる「押しつけ」とはいえない理由のひとつはここにある。

日本国憲法は、その制定過程においてたしかにある意味では「押しつけられた」側面をもち、さらには平和条項は天皇制の存続といわば引き替えに制定されたともいわれている。これらが、平和条項そのものの意義や価値を下げるわけではない。制定当時の国民にとってその意義がどれだけ大きかったかは世論調査が示しており、現在に至るまで、日本国憲法の平和条項の意義は世界的にも大きい。しかし、それとは別の問題として、制定当時の政府の平和条項のとらえ方や、政府にとっての意義、そして国内からの平和条項の誕生の可能性などは、平和条項の教育内容として意義があるといえる。

また、幣原の発言の内容は、政府が、戦争放棄の宣言を、国をあげての「平和運動」の先頭に立ったことを意味するものと認識し、「或ル範囲内ノ武力制裁」は日本の学ぶべきことではないこと、戦争が文明を全滅させるものであると認識し、「文明ガ戦争ヲ全滅」する必要性を確信していることを示している。これは制定当時の政府自身にとって9条の意義がいかに大きなものであったかを示すものとなる。

2-3-2-1-8 教育内容としての意義—まとめ

憲法学における平和条項についての研究成果は、厳密かつ膨大であることは言うまでもない。教科書の記述がそれらをもとになされていると仮定するならば、その重要なところをおさえつつ、学説としてある程度の共通見解—いわゆる「通説」—の一部が示されているであろうことは想像するに難くない。

教科書では、「平和主義」あるいは「平和条項」全体の中に、第9条の「戦争放棄」条項を位置付けたうえで、戦争放棄の普遍性のみならずその先駆性を述べている。さらに平和的生存権を人権規定としていることや、その由来や普遍性、そして意義などや、平和主義の理念全体とその意義などを他国の憲法などと比較するなどして扱っている。

なかでも、平和的生存権を人権規定として明確に位置付け、解説している点などは、重要である。また、9条の解釈において学会の「通説」が「二項全面放棄説」であるのに対し、より認識しやすいものともいえるべき「一項全面放棄説」をとっているのは、特記すべき事項である。

全体的にみて、憲法学の研究成果とてらしあわせても、(いくつかの点が増やされればより充実するという面はあるが)教科書の平和条項の解説や示されている材料は、平和的生存権も含めて相当程度のものが記述されているとみてよい。

2-3-2-2 「政府による自衛隊運用のための9条に関する解釈」(③)とその批判(④)についての検討

2-3-2-2-1 その変遷について(2-2-3-3)

政府の自衛隊運用のための9条解釈(③)は、9条の具体的な意味内容を考えるにあたり重要な教育内容であり、かつ、自衛隊を設置、運用する面(②)と密接な関わりをもつという面でも、重要である。

教科書で示されている政府の憲法解釈・運用の変更については、「1946年8月吉田首相の国会答弁」、「1952年11月『戦力』に関する政府統一見解」、「1972年11月『戦力』に関する政府統一見解」の一部分が示され、その変遷の過程を知る材料となっている。

古川純は、この政府解釈の変化を大きく3つの時期に区分しているが¹⁵⁾第1期は憲法制定～1949年までのものであり、「自衛権の実質的放棄論」の時代である。これは教科書の「1946年8月吉田首相の国会答弁」(*これは「6月」の誤りと思われる¹⁶⁾)、「第9条の起草者とされる幣原喜重郎国務大臣の発言」(2-2-2-3)、「あらゆる戦争を放棄」し「あらゆる戦力の不保持を定めた」見解(2-2-3-2)、が該当する。第2期は1950年(朝鮮戦争の勃発、警察予備隊の創設)～1954年までのものであり、「軍備なき自衛権、武力なき自衛権」を主張していた時期で、1950年に発足した警察予備隊をはじめとする正当化を図った時期といえる。これは教科書の「1952年11月『戦力』に関する政府統一見解」(2-2-2-3)が該当し、この素材(「政府統一見解」)自体は、1952年に設置された保安隊・警備隊が「戦力」にあたるのではないかとの疑問に対してなされたものである。第3期は1954年6月5日～(陸海空三自衛隊の発足、防衛庁設置法・自衛隊法成立)からのものであり、「武力なき自衛権」を否定し「武力による自衛権」を主張した

時期で、自衛隊の正当化を図ったものである。教科書の「1972年11月『戦力』に関する政府統一見解」,「自衛力論」,が、該当する。

教科書がこの重要な3つの時期の政府解釈を網羅している点は特徴的である。これらは政府解釈がどのように推移してきたのかを知るのに必要な材料だからである。しかし次の面も加わると、いっそうその重要性が増すだろう。

第一期の政府解釈「1946年8月吉田首相の国会答弁」¹⁷⁾については、「第九条一項は自衛戦争を否認していないが、二項により交戦権も否認され、一切の戦争と一切の軍備の保持を放棄した趣旨を明らかに」¹⁸⁾したものであるが、この点を明確に示すのは、吉田の答弁の教科書での引用につづく、その直後の一文である。吉田は続けて「従来近年の戦争は多く自衛権の名に於いて戦われたのであります。満州事変然り、大東亜戦争亦然りであります。……」(衆議院憲法改正委員会六・二六)¹⁹⁾と述べている。これは自衛権を否定的にとらえたものといえる。自衛権を裏付けるのは自衛力であるが、自衛戦争を否定し、かつ「自衛力」も否定するものこそが第一期の政府解釈であったことを示す。それこそが「立法者」の意志だったのである。にもかかわらず、この自衛権否定が後々自衛隊を自衛力として正当化するいわゆる「自衛力論」、つまり自衛力肯定論へと変遷していく。紙面上の都合とも思われるが、上記の一文が明示されていれば、吉田の述べた意味がより理解されるだろう。

2-3-2-2-2 政府解釈への批判について (2-2-3-4)

さらに教科書は、政府の「自衛力論」への批判として、「自衛力」と「戦力」の境目があいまいであり、「必要最小限度」の「自衛力」の限界は「無制限に近いものになる」などの批判を示している。

この「自衛力」論に関して、たとえば古川純は次のように問題点を述べている²⁰⁾

i) 「自衛権」の意味について

「国際法上の自衛権は、戦争および武力行使の一般的禁止を前提にして、一定の要件の下に国家の武力行使を違法ではないとする正当化根拠ではあるが、各国の憲法上の規定を超えて各国の武力組織の法的根拠を与えるものではない。……『自衛権』を国家固有の自衛権とする見解があるが(後述の砂川事件最高裁判決など)、近代立憲主義の立場からすると国民との関係において国家に『固有の』権利ないし権力はなく、実定憲法上に自衛権行使のための組織や行動・権限に関する規定を必要とする」が、日本国憲法では、そのような規定がないので、「むしろ自衛権行使に必要な規定をもっていないとみなすべきなのである。」

ii) 政府解釈の「自衛力」論への疑問

ア 「『自衛力』と『自衛力』を超える『戦力』を区別するのは、軍事学的に困難である。

イ 「軍隊に類似する武力・軍事力を置くことが可能ならば憲法上に何らかの関連規定があるはずである。

ウ 「『交戦権』の否認は無条件的なので、第九条を自衛権行使のための武力の根拠とすることは難しい」

教科書で政府解釈への批判としてあげられているのは、古川の(ii)のアにあたる。これ自体は重要な問題点であるが、これだけならば、自衛権という概念の出所はわからない。

しかし一方で、教科書は政府による9条解釈のところとは別のところで自衛権の解説と問題点を示している。それは、(2-2-5-3-iv)と(2-2-5-4)である。政府のいう「自衛力」を裏付ける「自衛権」とはこれらで示されている「個別的自衛権」のことを指す。つまり教科書は問

接的に、政府のいう「自衛力」の解説を示しているのである。しかし依然としてその出所は明示されていない。

古川が示すように、政府の「自衛力」の概念自体について、他の (i) や (ii) のイ、ウの点を考慮し、平和条項の規定と重要な矛盾をもっていることを明示する必要がある。

2-3-2-2-3 教育内容としての意義—まとめ

政府解釈は、吉田の答弁の部分の不足分はあるにしても、その推移を知るために必要な3つの時期を網羅しているという点では充実している。

政府解釈への批判は、子どもにとってもわかりやすいものとはいえるが、政府のいう「自衛権」概念の出所や憲法との関係、などが教育内容として必要である。

2-4 教科書の記述全体の教育内容としての意義

平和条項については、政府解釈に関する若干の問題はみられるが、平和的生存権の定義などを含めて、その条文としての意義など、様々な観点で示されているといえる。

一方で、平和条項と現実の相互関係は、両者がかけはなれたものとして示されている。たしかに憲法擁護の側からの様々な問題の指摘やそのあらわれはみられつつも、自衛隊や日米安保、PKOは、平和条項の具体化としてではなく、むしろそれに反する様々な問題をかかえているものとして示されている。平和条項が現実において実現されていないばかりか、現実が平和条項から徐々に乖離していく方向に進んでいることが認識されることになる。

たしかに平和条項と現実の乖離は、現実の確実な一側面である。しかし、これでは、現実が平和条項から乖離している以外の説明がきわめてつきにくい。では、このような理論と現実との乖離の事実はありつつも、平和条項の具体的な意味を認識することができるように教育内容を再構成することはできないのだろうか。

筆者はそれを裁判と平和的生存権の概念にもとめる。そこで、教科書の平和的生存権と裁判の記述をふりかえてみる。

平和的生存権の法規範性は示されているが(2-2-2-2)、裁判規範性は示されていない。なぜなら「平和的生存権が争われた裁判」として裁判が示されていないからである。教科書が取り上げている裁判の多くが、なんらかの平和的生存権の侵害という具体的事件をきっかけにしたものであるにもかかわらずである。一方で、裁判は、自衛隊や日米安保が合憲か違憲かを議論されたものとして扱われている(2-2-3-5, 2-2-4-2)。第9条を平和的生存権の具体化と捉えている点(2-2-2-1)を考慮すれば、教科書における裁判は、平和的生存権(9条はこれを具体化するためにある)の具体化について(あるいは“侵害”について)争われたものとみることも可能ではある。

しかし、裁判のもとになった事件などが平和的生存権の侵害によるものであり、判決のなかでどのような面で平和的生存権が守られあるいは守られなかったのか、などの点は記述されていない(他の教科書にもほとんどみられない)²⁾。平和的生存権の法規範性を前文の引用などで示しているなかで、裁判については、それにかかわる事件が平和的生存権の侵害であることの明記や、平和的生存権の公判における議論のされ方、判決への反映のされ方、などが示されていない。つまり、平和的生存権の法規範性は示しながらも、裁判規範性を考えるような裁判の示し方をしていないのである。

これでは、平和的生存権の具体的内容や意義を現実とてらして考えることができない。

第3章 教育内容の再構成の視点

本章では、平和条項を遊離させない形で、国民にとって平和条項の具体的な意義—平和的生存権の具体的な意義—を中心として考えることができるような再構成の視点を示す。そのひとつの方法は、教科書も材料としてはとりあげている裁判というひとつの事象を中心にあることである。

3-1 教育内容の再構成におけるいくつかの指針

まず第1に、自衛隊や日米安保条約などをはじめとするいわゆる軍事が人権—平和的生存権—に深く関わった（あるいは侵害する）ものであることが裁判を通して示されねばならない。

平和的生存権の概念は、憲法学者としては星野安三郎の理論が先駆であり、恵庭裁判がその直後に起こり、「裁判上ただちに活用」された経緯がある。これを期にその理論が発展することになった。たとえば恵庭裁判は、「従来は憲法九条といえば安全保障ないし防衛外交政策の政治的指針、あるいは国会で憲法上の制約が問題にされる国の統治権の行使にたいする法的な制約にとどまっていたのが、それだけではなくて、身近な国民の平和な日常生活に直接関係して法規範力を持っているということがはっきりした」ともいえる平和的生存権の理論的形成・発展にとって重要な裁判であった²²⁾

教科書でもあげられている恵庭裁判や長沼裁判そのものは、国民への自衛隊からの直接的あるいは間接的な侵害が原因となって起きた裁判である。これは平和条項における平和的生存権の侵害にかかわる「現実」を内包している。裁判に至った経緯、背景自体が、重要な教育内容となり得、その視点で自衛隊を見る必然性がでてくる²³⁾

第2に、第1の点とともに、平和条項における平和的生存権の具体的な意味を考えていく場面が必要である。これは平和的生存権の定義自体を考えていく場面ともいえる。裁判という現実を扱うものなかで考える以上、それは法規範性のみならず裁判規範性を考えることになる。たとえば長沼一審判決で認められた平和的生存権は、基地のそばに住んでいること自体が、戦時に敵国の攻撃の標的になりえ、住民の平和的生存権を侵害するという見解である。また平和的生存権を広義と狭義にわけて、狭義のそれを「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われぬ権利」、広義のそれを「戦争や軍隊あるいは総じて軍事目的のために個人の財産を強制的に収容されない権利、あるいは軍事目的のために表現の自由を侵害されない権利」²⁴⁾とするものもある。定義自体を「戦争と軍備および戦争準備によって破壊されたり侵害ないし抑制されることなく、恐怖と欠乏を免れて平和のうちに生存し、またそのように平和な国と世界をつくり出してゆくことのできる核時代の自然権の本質をもつ基本的人権であり、憲法前文、とくに第九条および第十三条、また第三章諸条項が複合して保障している憲法上の基本的人権の総体である」²⁵⁾とするものもある。

平和的生存権については、次のことが再構成の際に検討されねばならない。憲法学における平和的生存権の解釈は、裁判規範性（裁判上具体的に保護される権利）はないという主張すらあるなかで、前述したようにおそらくある共通の部分をもちながらも、その法規範性（憲法上のどこを根拠とするか）、享有主体は誰か、その権利内容（裁判規範性）などの点で分かれており、「その権利性を確立・拡充する積極的な憲法学的努力」がつつけられている²⁶⁾状況である²⁷⁾とりあえずは、裁判上どのように議論がなされたかを手がかりに、憲法学の研究成果を参考に

しつつ、教育内容としての定義を構成していかなければならない。

ここでひとつ留意しておかねばならないことは、とりあえずは平和的生存権を国内を対象としたものとしてとりあげるが、いわゆる「一国平和主義」といわれるような狭い意味でしか解釈できないものではなく、平和的生存権は「全世界の国民」のものとして議論する価値一広がりのあるものだということである。現在の日本国内、特に戦後世代にとっては、戦争がおこる、あるいはまきこまれるという認識は希薄になりつつあるともいえ、戦時において平和的生存権が侵害されることについては、かえって実感が伴い難い。むしろ戦後世代にとっては、国内の軍備に対してたとえば恵庭、長沼、百里基地訴訟などの裁判闘争で「生活への侵害を拒否する」（つまり平和的生存権の侵害の拒否）と強調されてきた面が、より実感が伴うものといえる。このような裁判闘争に参加あるいは新聞でみるなどいわば同時代にそれらにふれることができなかつた世代には、「生活への侵害」という面すら日常的な実感を伴わない場合があり（演習場の近隣に居住している場合は除いて）、教育内容として必要とされる。しかし、他方、国際的な観点でみれば、日本の軍備の意味するものが、日本国外の人民の平和的生存権にどのような意味をもつのかを考える契機となり得る。教科書で記述されている近隣諸国からの日本の軍事大国化への懸念はまさにそうである。これはまた、国際貢献が武力により行ない得るのかという議論に直結していく問題でもある。

第3に、教科書で示されている裁判は、自衛隊や日米安保条約に関連するものであるから、当然にそれらの合憲論と違憲論がつきあわされたものであり、自衛隊の平和条項とのてらしあわせが当然なされており、その実態を知る必然性が生まれる。自衛隊の実態はその裁判がなされた時期に集中するとはいえ、よりふみこんだ見方が可能となってくる。そしてその時期との関連において、自衛隊の現在に至る変遷を扱うこともできる。

第4に、それら裁判の多くは世論になんらかの影響を与えている。裁判そのものが国民に支えられたともいえる。裁判に対し国民の反応がどのようなものであったかをみることを通して、国民にとっての裁判や平和条項の意味を知ることができる。そのあらわれのひとつは裁判を支える運動である。その裁判が行なわれた当時、国民がどのようにそれを受けとめ、行動したかということを知ることは、一人一人の人間にとってその裁判、そして平和条項がどのような意味をもっていたかを知ることになるのである。そしてまた、それが、政府による自衛隊などの運用の面で何らかの対策をひきだす原動力にもなるのである。これらは、裁判自体を支えるいわば裁判運動が、国民の反応や意志、そして平和条項を守ろうとする力のいわば効力を知るうえで、教育内容の重要な対象となる必然性をもつことを意味する。

3-2 教育内容の再構成における個々の分類枠の関係

裁判を中心に再構成すると、全体（前述した分類枠①～⑨）が次のようになるだろう。たとえば自衛隊の合・違憲を争った裁判を例にとってみよう。

裁判（⑥）は、自衛隊を平和条項とてらしあわせた合・違憲論がつきあわされたものであり、全体（①～⑨）に含まれるべき内容を（新たに組み入れるものも含めて）ひとつのテーマで扱うことになり、平和条項の意義を明確にするものになる。

まず、自衛隊が国民に直接あるいは間接にどのような影響をもたらすものであるのか、裁判（⑥）をとおして直接にみることができる。これは、政策面のみならず、自衛隊の実態の重要な一側面である。それは、平和条項（①平和主義について）の平和的生存権が自衛隊により

どのように侵害されたのかを扱うことを意味する。これは平和的生存権の具体的な意味内容を考えることにもなる（①平和主義について）。

そもそも自衛隊や日米安保への問題の指摘（④）は、①（平和主義について）に②（自衛隊やその運用）・③（政府による自衛隊運用のための政府解釈）をてらしたときの矛盾からのものである。どのように問題なのかは、公判において具体的に議論されており、両者をてらしあわせて考えることになる。

教科書では、安保反対闘争が国民の側の行動（⑤）としてあげられているが、裁判（⑥）全体を支えるいわば裁判運動も新たに⑤に位置付けることにより、国民の側の運動（⑤）と裁判（⑥）の関係が明確・密接になる。

また問題点の指摘（④）のうち、特に学説の見解は、裁判（⑥）を支えた理論として公判過程で重要な位置を占める。さらには、裁判（⑥）を支えた弁論の力もまた、学説と同様に④（あるいは⑤）に位置付けられる重要なファクターである。

裁判（⑥）や、それを支える運動によって明らかにされてきた事実を通して、国民への政府による対策（⑦）が自衛隊に関連してどのようにとられてきたのか—たとえば演習の被害に対して、など—を見ることにもなる。その政府による対策自体への問題の指摘（⑧）は公判上であらわれてくることになる。

これらを通して、平和条項（①）の現実における具体的な意味がいつそう浮き彫りになっていくのである。そしてこれら全体と判決およびその後どのような影響があったか、などから、現実がどのような課題をもっているのかという点（⑨）を見通すことになる。

このように、裁判を中心として全体を扱うときに、司法が自衛隊などを9条とてらしてどのように判断したかにとどまらずに、ひとつのテーマのもとに平和条項の具体的な意義をはじめ、全体が有機的に再構成されていくことになる。裁判に関する生活への侵害の事実をイメージできるように提示することにより、そこにひそむ憲法の平和条項—特に平和的生存権—に関係する問題に、子ども自身が考える土台にのり、平和的生存権の侵害を自分のものとして考えはじめることができるようになる。そこから自衛隊や日米安保、公判や判決、そして当時の世論に関心が引き継がれ、再び憲法の平和条項にたちかえり、その意義の具体性を認識し、平和条項と矛盾する現実の抱える問題点を明確にしていくことができるようになる。これらをとおして、子どもなりの平和的生存権の具体的な意味が構成されていくであろう（どこかでその定義は示さなければならないにせよ）。一見考察するには困難かと思われるような判決文の解釈への挑戦や自らの見解をもつことなどが予想され、「政治・経済」の憲法の教育内容としてふさわしいものになるといえる²⁸⁾

第4章 今後の課題

今後、以上のような観点のもとに、教育内容の対象を、まずは自衛隊に限定しながら、恵庭・長沼裁判²⁹⁾を中心に教育内容の構成を行い、それをもとにした授業プランを作成し、実験授業にかけ検証を行なっていく。

恵庭・長沼裁判については、憲法学を中心に多くの研究成果が積み重ねられてきている。これらを通して平和的生存権の理論が発展・構築されてきたともいえ、その成果から多くのことを学ぶことができる。今後、教育内容の構成の視点から検討を重ねていきたい。

また、本論文では扱わなかったが、近年、平和条項に関する裁判で、特に平和的生存権が議

論された裁判に「市民平和訴訟」とよばれているものがある。これは PKO 協力法の制定に伴い、自衛隊が数箇所に「海外派遣」された一連の国家行為に対して、鹿児島・広島・大阪・名古屋・東京一などの市民たちから、その中止と是正を求めて提起された訴訟である。原告市民側の共通の主張は、PKO が「九条に違反しているだけでなく、原告各自の平和的生存権を侵害しているところにある」³⁰⁾ 具体的な生活への侵害から一步進んだ平和的生存権訴訟ともいうことができ、検討していきたいもののひとつである。

日本国憲法の平和条項は「一国平和主義」といわれるような狭い意味の平和を志向するものではない。それを考えるためにも、自衛隊が争われた裁判を通し、軍備が国民に対しどのような意味をもち、それが国際貢献の名にふさわしいものであるのかどうかを、いま一度ふりかえることが必要である。それは、日米安保条約もとの在日米軍基地の抱える問題とも共通する部分が多い。沖縄の米軍基地問題が近年全国的に注目のまとなった契機は、少女暴行事件である。この事件自体が、日常生活における女性が直面する問題とわりきることは到底できない、まさに軍備による平和的生存権の明確な侵害といえるであろう。

これらを考えるうえでも、平和的生存権の視点から平和条項の具体的意味を考える教育内容の構成は、重要な意義がある。

注

- 1) 篠原一、平田清明、中村研一ほか7名『現代政治・経済』（清水書院、平成6年文部省検定済）
- 2) 文部省『高等学校学習指導要領』（平成元年3月）pp. 48～50
- 3) 文部省『高等学校学習指導要領解説 公民編』（平成元年12月）pp. 90～96
- 4) 前掲書1）pp. 32～39
- 5) 古川純の整理を参照した。古川純・山内敏弘『憲法の現況と展望』古川執筆部分（北樹出版、1989年）pp. 30～31
- 6) 前掲書1）pp. 20～21 第1編「現代の政治と民主社会」における第1章「民主政治の発達」の第3節「現代民主政治と人権保障の拡大」の第2項「民主政治の危機とファシズム」に記述されている。
- 7) 山内敏弘（山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992年）の分類を参照した。p. 9～
- 8) 前掲書7）p. 11 なお、「第9条に類似した例としては、『常設の制度としての軍隊は、これを廃止する』と定めたコスタリカ憲法（1949年）第12条の規定があげられる」と、述べている教科書もある。（都留重人ほか12名『政治・経済』実教出版、p. 53）
- 9) 前掲書7）p. 63～65
- 10) 小林直樹『新版 憲法講義（上）』（東大出版会、1980年）pp. 192～193
- 11) 宮沢俊義『日本国憲法』（法律学体系、コンメンタール1篇）（日本評論社、1955年）p. 167
- 12) 小林武「平和的生存権の歴史的意義と法的構造（一）」（『南山法学』、18巻4号、南山大学法学会発行、1995年）pp. 153～157 参照
- 13) 清水睦「近代立憲主義の『価値』の今日的位相」（全国憲法問題研究会編『憲法問題』第8巻 1997年、三省堂）p. 77
- 14) 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987年）p. 133～を参照
- 15) 前掲書5）古川執筆 pp. 33～37 を参照、引用した。ただし、古川は山内の検討（山内敏弘「日本国憲法と『自衛権』概念」（『法律時報』1975年10月臨時増刊号、p. 88～）を参考にしながら、政府の解釈の推移を整理している。
- 16) この国会答弁の時期が教科書では「8月」となっているが、6月の誤りと思われる。1946年の憲法改正に関する帝国議会で、内閣総理大臣である吉田茂が教科書の引用部分の答弁を行なっているのは、6月26日の衆

議院の憲法改正委員会である。さらに同旨の答弁を貴族院で行なったのは吉田ではなく金森徳次郎であり、これは9月13日のことである。これらを見ると、吉田が同じ説明を8月に行なったとはいえない。

前掲書14) p.140を参照

- 17) 16) に同じ
- 18) 前掲書14) p.140
- 19) 前掲書14) p.334
- 20) 前掲書5) 古川執筆 pp.36~37
- 21) たとえば、ある教科書は「安保条約や自衛隊をめぐるこのような論議は、いくつかの具体的な事件をきっかけとして、裁判所にも持ち込まれることになった。」と記述している。これ以下、裁判自体の論議は9条を中心に解説されている。しかし「具体的な事件をきっかけとして」という言葉は、平和的生存権の侵害の存在を予感させる記述といえる(都留重人ほか12名『政治・経済』, 実教出版, 平成5年文部省検定済 p.56)。また、別の教科書は、「長沼ナイキ基地訴訟の判決を報道する新聞記事」の写真のなかで、一審判決を下に、二審判決、最高裁の判決の記事を重ね、いちばん上の最高裁の判決の記事では「住民の上告を棄却 平和的生存権はふれず」という見出しが読み取れる。この「平和的生存権はふれず」は、平和的生存権が議論されたことを知る手がかりになる(河野健二ほか7名『政治・経済』, 教育出版, 平成6年文部省検定済, p.87)。
- 22) 深瀬忠一の発言 深瀬忠一・樋口陽一「対論」(樋口陽一編『主権と国際社会 講座・憲法学 第2巻』1994年 p.282)
- 23) たとえば恵庭裁判を例にしたそのいくつかは、前田輪音「人権としての平和をどう教えるか—恵庭裁判を素材として—」(『教授学の探究』第14号, 北大教育学部教育方法学研究室発行, 1997年)で示した。
- 24) 前掲書7) p.287~
- 25) 前掲書14) p.227
- 26) 深瀬忠一の発言 前掲書22) p.283
- 27) 筆者が目にした、最近までの平和的生存権の見解の整理としては、小林武「平和的生存権の歴史的意義と法的構造(四)」(『南山法学』19巻3号, 南山大学法学会発行, 1995年) p.83~があげられる。小林は、山内敏弘, 浦田賢治, 浦田一郎, そして深瀬忠一の四者の見解を紹介し、深瀬に依拠しながら自らの論を展開している。
- 28) たとえば前掲論文23)では、恵庭裁判の判決文(抜粋)に対して、子どもなりの評価が感想文で示されている。判決に限らず様々な角度で恵庭裁判がかかえる問題点などを積極的に自分なりに分析しようとしているものからは、裁判を教育内容の中心としえる、可能性を示すものである)
- 29) 恵庭・長沼裁判運動に関しては、特に、北海道平和委員会『松井愈平和運動論文集』編集委員会編『松井愈平和運動論文集—平和に生きる権利のたたかい—』(北海道平和委員会, 1997年)を、今後の重要な参考文献としてあげることができる。
- 30) 小林武「平和的生存権の裁判規範性・覚え書き—平和憲法論序説(その二)」(『南山法学』18巻2号, 南山大学法学会発行, 1994年) pp.94~95

(付 記)

本稿で不適切な引用があったとすれば筆者の理解の誤りによるものである。本稿執筆中、特に構成の面で須田勝彦氏をはじめ北海道大学教育学部教育方法学研究室において検討いただいた。記して感謝する。